

別表第4(2) 変更等届出に伴う必要書類一覧表（解体業・破砕業）

1 変更の場合

(1) 届出書

届出時期：変更の日から30日以内

届出部数：1部（施設に係る変更があり、関係厚生環境事務所がある場合は、これに相当する数）

届出様式：解体業は「様式第七」、破砕業は「様式第十一」

(2) 添付書類

部数：1部（施設に係る変更があり、関係厚生環境事務所がある場合は、これに相当する数）

変更事項等	添付書類
・氏名（又は名称）、住所及び法人の代表者氏名	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②個人の場合は住民票の写し ③個人の場合は成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書 ④法人の場合は定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書（履歴事項） ⑤現在の許可証
・事業所の名称及び所在地	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②変更に係る事業所に関する次の書類 ・業の用に供する施設（積替・保管場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びにこの施設の付近の見取図（産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可を受けている場合は不要） ・業の用に供する施設の所有権を有する（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 ③現在の許可証
・事業の用に供する施設の概要	
・法人の役員※の氏名及び住所 ・法人の政令使用人の氏名及び住所	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②法人の登記事項証明書（履歴事項）（政令使用人の変更の場合は不要） ③住民票の写し及び成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書
・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資者の氏名及び住所	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②株式の数（出資の金額）を記載した書類 ③住民票の写し及び成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書 ④法人の場合は、法人の登記事項証明書
・未成年者の法定代理人の氏名及び住所	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類
・個人の政令使用人がある場合その氏名及び住所	②住民票の写し及び成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書 ③法定代理人が法人の場合は、法人の登記事項証明書
・標準作業書の記載事項	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書
・他に解体業、破砕業、産業廃棄物処分量の許可を受けている場合はその許可番号	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書
・解体業（破砕業）を行う事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車（解体自動車又は自動車破砕残さ）の積替・保管を行う場合は、その所在地、面積及び保管量の上限	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書
・破砕業の用に供する施設について廃棄物処理施設の設置（変更）許可を受けている場合は許可年月日及び許可番号【破砕業のみ】	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書

※ 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(3) 備考：破砕業の事業範囲の変更にあつては、法第70条の規定による変更許可が必要となる。

2 廃業等の場合

(1) 届出書

届出時期：廃業等の日から30日以内

届出部数：1部 届出様式：様式第3号

(2) 添付書類

現在の許可証